小出特別支援学校 進路だより　はじめの一歩

No.118　令和７年５月１日
進路指導部　文責：田野辺

卒業したら社会人！と言いますが、卒業生の皆さんはどのような道のりを歩んでいるのでしょうか？下図に卒業後の進路（日中活動）の全体像を示しました。卒業生の多くは福祉サービスを利用しながら生活しています。（魚沼市内をはじめ魚沼圏域の進路先を例として掲載しました）

卒業後の進路【日中活動】

小出特別支援学校高等部

生活介護（せいかつかいご）
- 魚沼更生園
- ケアステーション魚沼
- なないろ　・やいろの里
- 堀之内工芸　・六花園
- マイトーラ
- まきはたの里　・まかろに
- 工房とんとん
- サポートセンター工房なかさと
- なかまの家　・なごみの家
- あんしんハーモニー
- 障害福祉サービス事業所げじょう　等

自立訓練（じりつくんれん）（生活訓練）
- なないろ
- 太陽・大地の家
- エンゼル妻有　等

宿泊型自立訓練
- 太陽・大地の家
- エンゼル妻有　等

地域活動支援センター
- ひだまり（かけはし）
- 友の家
- 魚野の家ドリームハウス
- エンゼル妻有
- 十日町市身体障がい福祉センター
- いこいの家　等

就労移行支援（しゅうろういこうしえん）（２年間の期限付き）
- 湯之谷工芸
- 魚野の家　・魚野の家うらさ
- セルプこぶし工房
- ワークセンターなごみ
- エンゼル妻有　等

就労継続支援Ｂ型（しゅうろうけいぞくしえん）
- わかあゆ社　・堀之内工芸
- 湯之谷工芸　・ひろかみ工芸
- またたびの家　・なないろ
- 魚沼わさび苑　・魚野の家
- 魚野の家うらさ
- 工房とんとん・あめのちはれ
- 鈴木農場 Village
- あさひばら　・すみれ工房
- サンファーム　等

就労継続支援Ａ型（しゅうろうけいぞくしえんＡがた）
- サンファーム（津南町）
- サンファーム十日町工場
- よつば（津南町）　等

企業就労（きぎょうしゅうろう）
- 製造業
- サービス業
- 高齢者介護福祉施設　等

このような福祉サービスを利用するには、障害者手帳を取得する必要があります

《障害者手帳について》

障害のある人が、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳には次のようなものがあります。

【療育手帳】　知的障害児･者が、障害者総合支援法などによる各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度に応じ、重度の人はＡ、重度に該当しない人はＢの区分に分かれます。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神に障害があり、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳です。障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受けることができます。

障害の程度に応じ１～３級までの区分に分かれます。

【身体障害者手帳】

身体に永続する障害のある人が、障害者総合支援法等による各種の福祉サービスを受ける際に必要な手帳です。障害の程度に応じ１～６級までの区分に分かれます。

＊参考：ふれあい～障害者福祉の手引き～（新潟県福祉保健部障害福祉課）

では、卒業生が利用している福祉サービスとはどのようなものでしょうか？ 日中活動系福祉サービスの種類と内容について、以下にまとめましたのでご覧ください。

【就労移行支援事業】

就労を希望する障害者に、有期限で生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《利用できる人》

就労を希望し、就労に必要な知識・能力の向上、職場探し等の支援が必要な障害者。

【就労継続支援事業】

＊Ａ型　雇用契約に基づき、就労の機会やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《利用できる人》通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な障害者。

＊Ｂ型　通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動、その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《利用できる人》通常の事業所に雇用されることが困難であって、就労の機会等を通じ、知識・能力の向上や維持が期待される障害者。

【生活介護事業】

常時介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴・食事介護等日常生活上必要な支援行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

《利用できる人》・障害支援区分が区分３以上である人。　・施設に入所する場合は区分４以上である人。

【自立訓練（生活訓練）】

知的障害者、精神障害者に対し、有期限で身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練、その他の援助を行います。

《利用できる人》・施設、病院を退所、退院した人であって生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。

・特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人。

＊障害支援区分とは、障害者総合支援法におけるサービス利用申請に対する支給に関して障害や心身の状態などにより必要な支援を１～６に分けた区分です。

１が支援の度合いが低く、６が最も高くなります。

将来の生活をイメージするためにも進路の全体像を知るとよいと思います。

「第１回進路教室」（５月 23 日）では、今回お知らせした内容をふまえて、身に付けておきたい力やそれらを支える生活習慣について話題にしたいと思います。皆様の御参加をお待ちしております。